第一項の表三五二の項を次のように改める。

352	削除

二十　平成十九年総務省告示第六百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二二〇の項を次のように改める。

220	削除

第一項の表二二三の項を次のように改める。

223	削除

第一項の表二三八の項を次のように改める。

238	削除

二十一　平成二十年総務省告示第六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二の項を次のように改める。

2	削除

第一項の表一八の項を次のように改める。

18	削除

第一項の表二〇の項を次のように改める。

20	削除

第一項の表四〇の項を次のように改める。

40	削除

第一項の表五九の項を次のように改める。

59	削除

二十二　平成二十年総務省告示第二百五十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二八の項を次のように改める。

28	削除

第一項の表四七の項を次のように改める。

47	削除

二十三　平成二十年総務省告示第六百二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三三の項を次のように改める。

33	削除

第一項の表四五の項を次のように改める。

45	削除

第一項の表一五七の項を次のように改める。

157	削除

第一項の表一六二の項を次のように改める。

162	削除

第一項の表一八八の項を次のように改める。

188	削除

第一項の表二〇九の項及び二一〇の項を次のように改める。

209	削除
210	削除

二十四　平成二十一年総務省告示第五十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表八五の項を次のように改める。

85	削除

第一項の表一〇五の項を次のように改める。

105	削除

二十五　平成二十二年総務省告示第二百九十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表五八の項を次のように改める。

58	削除

二十六　平成二十四年総務省告示第二百二十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二九の項を次のように改める。

29	削除

二十七　平成二十五年総務省告示第二百二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三の項及び四の項を次のように改める。

3	削除
4	削除